

吉野川水系における

水資源開発基本計画

平成14年2月15日 閣議決定

平成14年2月21日 国土交通省告示第78号

国土交通省

(参 考)

決 定 年 月 日	総 理 府 告 示		内 容
	年 月 日	番 号	
昭和 41.11.18	昭和 41.11.22	第44号	水系指定
42. 3.14	42. 3.16	第11号	計画決定（早明浦ダム）
43. 7.16	43. 7.18	第24号	一部変更（池田ダム、香川用水の追加）
45. 2.25	45. 2.28	第 6号	一部変更（新宮ダム、旧吉野川河口堰の追加等）
46. 8.13	46. 8.16	第37号	一部変更（高知分水の追加等）
58. 5.24	58. 5.30	第 8号	一部変更（富郷ダムの追加、早明浦ダム、池田ダム 及び香川用水の有効利用等）
平成 4. 4.24	平成 4. 4.30	第10号	全部変更（水需給計画の変更、富郷ダム）
9.12.19	9.12.25	第35号	一部変更（富郷ダムの変更）
11. 8. 5	11. 8.11	第34号	一部変更（香川用水施設緊急改築の追加）
決 定 年 月 日	国 土 交 通 省 告 示		内 容
	年 月 日	番 号	
平成 14. 2.15	平成 14. 2.21	第78号	全部変更（水需給計画の変更）

吉野川水系における水資源開発基本計画

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

この水系に各種用水を依存している徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の諸地域に対する平成22年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりであるが、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、必要に応じて見直すものとする。

(1) 水の用途別の需要の見通し

平成22年度を目途とする水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、合理的な水利用、関連する他の水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の一部地域において、水道事業がこの水系に依存することが必要となる水量の見込みは毎秒約10立方メートルである。

工業用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の一部地域において、工業用水道事業がこの水系に依存することが必要となる水量の見込みは、毎秒約12立方メートルである。

農業用水については、この水系に関連する諸地域における、農業基盤の整備その他農業近代化施策の実施に伴うこの水系に依存する水量の増加は見込まれない。

(2) 供給の目標

これらの水の需要に対し、降雨状況の変化等地域の特性に応じた安定的な水利用を可能にすることを供給の目標とし、このため2に掲げる施設整備や諸施策を促進するものとする。

- 2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
上記の供給の目標を達成するための施設整備として次の施設の改築を行う。

(1) 香川用水施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、讃岐平野の農地に対して必要な農業用水の補給並びに香川県の水道用水及び工業用水の供給を行う香川用水施設の構造物の劣化等に対処するため、同施設の緊急的な改築を行うとともに、調整池等を建設することにより、水道用水の供給の安定を図るものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 吉野川

最大取水量 毎秒約15.8立方メートル

予定工期 平成11年度から平成20年度まで

なお、上記の事業の事業費は、約414億円と見込まれる。

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- (1) この水系の適切な水利用の安定性を確保するために、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。
- (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を通じた地域活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備、水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域単位での健全な水循環を重視して、治水対策、河川環境の保全及び水力エネルギーの適正利用に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。

(4) 水資源の開発及び利用に当たっては、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。

漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、浪費的な使用の抑制による節水に努めるものとする。

生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。

近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、地域の実情に応じ関係者の相互の理解と合意を踏まえ、地域間の融通や用途間転用等既存施設の有効活用等により、既存水利の有効適切な利用を図るものとする。

(5) 近年、降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われている。また、生活水準の向上、経済社会の高度化等に伴い、渇水による影響が危機的なものになることも懸念されている。

これまでに供給が可能とされた水道用水及び工業用水の水量は、毎秒約27立方メートルであるが、既往最大級の降雨の少ない年である平成6年において年間を通じて供給が可能な水量に換算すると毎秒約19立方メートルに相当している。

このようなことから、渇水に対する適正な安全性の確保のため計画的かつ機動的な改築・更新、用途間転用等によるダムやため池等の既存施設の有効活用を行うとともに、雨水利用、地下水利用、水の循環利用等の各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。

(6) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。

(7) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

早明浦ダムを擁し唯一の四国共通の水源である吉野川は、四国にとって、発展の要であり、命の水であるという共通認識のもと、吉野川から恩恵を享受している四県にとって吉野川がかけがえのない財産であることを基本理念に据えて、その恵みを未来に引き継ぐことが重要である。